

# 12 上下水道

## ◎ 水 道

- 1 概 要
- 2 沿 革
- 3 取 水 及 び 貯 水 施 設
- 4 浄 水 施 設 等
- 5 業 務
- 6 料 金 及 び 収 納 状 況

## ◎ 下 水 道

- 1 概 要
- 2 沿 革
- 3 下 水 道 事 業 の 概 要
- 4 区 域 図 ( 事 業 計 画 )
- 5 処 理 場 概 要
- 6 事 業 費
- 7 普 及 状 況
- 8 下 水 道 普 及 率 の 推 移
- 9 下 水 道 使 用 料 及 び 収 納 状 況
- 10 受 益 者 負 担 金 ・ 分 担 金 制 度
- 11 水 洗 便 所 等 改 造 資 金 利 子 補 給 制 度

## ◎ 集 落 排 水

- 1 概 要
- 2 集 落 排 水 事 業 の 現 況
- 3 集 落 排 水 使 用 料 収 納 状 況

## ◎ 水 道

### 1 概 要

呉市の水道は、大正7年4月に旧海軍水道からの余水分与を水源として市民給水を開始した。

創設後、市独自で三永水源地を築造、戦後は国から譲受した旧海軍水道施設と市有水道施設の一元化を図り、その後、広島市を貫流する太田川に水源を求め、広島県と呉市と近隣市町の共同施行による太田川東部工業用水道からの取水、更に広島水道用水供給事業からの受水により、増大する水需要に対応してきた。

平成15年から平成17年にかけての周辺8町との合併により、各水道事業及び簡易水道事業の全部を譲り受け、給水区域が大幅に広がった。合併後、給水人口の減少や近年の節水機器定着に伴い水需要も減少傾向にある。

平成24年度末、市民給水の開始時から稼動してきた平原浄水場を廃止し、基幹浄水場である宮原浄水場に機能統合し、耐震構造の浄水施設を建設した。平成25年4月からこの浄水施設により給水を開始している。

平成25年4月、市民サービスの向上、組織・経営の効率化、危機管理体制の強化を基本理念として上下水道の組織統合を実施した。この組織統合を契機として、平成26年1月に「呉市上下水道ビジョン（計画期間：10年間）」を策定し、安全で安心な上下水道サービスの安定的な提供を目指している。

なお、平成28年度末、簡易水道事業を廃止し水道事業に事業統合した。

また、重要な産業基盤としての工業用水道においては、平成27年3月に「呉市工業用水道事業経営計画」を策定し、今後も安定供給の継続を目指すこととしている。

平成31年4月、安全・安心な水道水の安定的な供給のため、宮原浄水場等5施設に指定管理者制度を導入した。また、当該指定管理者に出資し職員派遣を行うことで、現場経験を引き継ぎ、技術・技能の維持・継承を図ることとした。

### 2 沿 革

#### (1) 水道事業

年 月	事 項
明治21年12月	呉鎮守府水道着工（二河水源地）
22. 9	呉鎮守府水道竣工（全国で2番目）
35. 10	市制施行
大正 4. 7	創設工事着工（平原浄水場建設）
7. 3	創設工事竣工（全国で34番目）
7. 4	給水開始（いなり水姿を消す。） 15,000 m <sup>3</sup> /日
昭和 3. 4	第1期拡張工事着工（宮原高区配水池築造）
4. 3	第1期拡張工事竣工 16,700 m <sup>3</sup> /日
13. 11	第2期拡張事業着工（三永水源地築造）
18. 3	第2期拡張事業竣工 34,500 m <sup>3</sup> /日
20. 10	占領軍進駐、旧軍港水道の管理運営、進駐軍給水
22. 4	石内浄水場築造工事再開

年	月	事	項
昭和23.	1	広・仁方上水道拡張工事着工	
23.	5	広上水道(株)を買収(6月1日から給水開始)	
28.	10	旧軍港市転換法により旧軍港水道施設無償譲受	
	~29.	12	
29.	11	第3期拡張事業着工(戸坂浄水場拡張)	
37.	3	第3期拡張事業竣工 68,000 m <sup>3</sup> /日	
37.	8	第4期拡張事業着工(焼山浄水場新設)	
38.	6	焼山地区水道施設竣工, 8月から給水開始	
41.	6	水道局新庁舎完成	
41.	8	音戸町へ分水開始	
42.	4	熊野町へ分水(原水)開始	
42.	7	集中豪雨により大災害発生, 運搬給水実施	
42.	10	濁水による給水制限実施(隔日24時間給水)	
45.	4	分担金制度実施(給水装置工事)	
46.	2	第5期拡張事業着工	
46.	3	第5期拡張事業の一部(導, 送, 浄, 配水施設)を県(安芸灘地域水道)との共同施設として建設(維持管理を含む。)するに関する協定締結	
46.	8	第4期拡張事業竣工 118,000 m <sup>3</sup> /日	
46.	11	川尻町へ分水開始	
48.	8	濁水による給水制限実施(隔日24時間給水)	
49.	5	東広島市へ分水(原水)開始	
49.	7	県との共同施設休山隧道配水池竣工	
51.	5	宮原浄水場の拡張整備工事竣工 141,500 m <sup>3</sup> /日	
52.	2	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発	
52.	7	江能水道企業団へ分水開始	
53.	3	広域的水道整備計画の策定について, 関係地方公共団体(4市21町)と県知事へ要請	
53.	8~9	濁水による給水制限実施(3日に1日24時間断水)	
54.	6	未給水地区(郷原地区)一部給水開始	
54.	11	未給水地区(昭和地区一部)一部給水開始	
54.	12	広島県水道用水供給事業の給水条件等に関する協定締結	
55.	1	船舶給水業務廃止	
55.	6	江能水道企業団への分水廃止	
55.	7	広島県水道用水供給事業に係る広島県(音戸町, 倉橋町, 江能水道企業団)へ暫定分水開始	
55.	11	未給水地区(郷原, 昭和地区一部)工事竣工	
56.	2~3	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発	
57.	6	広島市へ分水開始(安芸水道企業団解散, 給水区域は広島市に編入)	

年	月	事 項
昭和	5 8 . 3	第 5 期拡張事業竣工 141,500 m <sup>3</sup> /日
	5 8 . 4	第 6 期拡張事業着工
	5 8 . 6	広島県への暫定分水廃止
	5 8 . 7	広島県水道用水供給事業から浄水の一部受水開始
	5 9 . 2	異常寒波による水道管凍結破裂事故多発
	6 0 . 3	東広島市への分水（原水）廃止
	6 0 . 5	「近代水道百選」に三永貯水池，宮原浄水場及び二河水源地が選ばれる
	6 1 . 3	第 6 期拡張事業計画の変更（一次）
	6 1 . 1 0	戸坂浄水場廃場及び広島市への分水廃止
	6 3 . 3	本庄隧道配水池竣工並びに焼山浄水場及び熊野町への分水（原水）廃止
	6 3 . 4	本庄隧道配水池で県用水受水開始
	6 3 . 4	用途別料金体系を口径別料金体系に改定
	6 3 . 5	給水装置診断（3年計画）に着手
	6 3 . 8	内陸部（桑畑工業団地）へ給水開始
平成	元 . 5	呉市水道事業等経営審議会設置
	3 . 3	「ホテルの里」開園
	3 . 5	第 6 期拡張事業計画の変更（二次）
	3 . 9	台風 1 9 号による停電のため断水地区多発
	4 . 1 0	太田川にて薬物流入事故発生
	6 . 7～1 0	渇水による減圧給水等実施
	7 . 1～3	阪神・淡路大震災（平成 7. 1. 17 発生）により被災地（神戸市）へ職員派遣
	7 . 8	「阪神・淡路大震災支援活動の記録」を刊行
	8 . 3	災害時の水道水相互融通協定調印（広島市）
	9 . 3	石内浄水場休止
	1 0 . 4	水道法改正により，公認業者制度の見直し（指定給水装置工事事業者へ）
	1 0 . 1 0	「宮原浄水場低区配水池」「平原浄水場低区配水池」「二河水源地取入口」の 3 施設が文化財登録原簿に登録（登録有形文化財）
	1 1 . 5	「本庄水源地堰堤水道施設」が国の重要文化財に指定
	1 1 . 6	集中豪雨により災害発生
	1 1 . 7	「三永水源地堰堤」が文化財登録原簿に登録（登録有形文化財）
	1 2 . 4	音戸町，倉橋町の水質検査を受託
	1 2 . 1 2	基本料金の前納制を後納制に変更し，一か月制の検針・集金制度を二か月制の検針・集金制度に統一
	1 3 . 3	芸予地震により災害発生（阿賀・広・仁方地区約 21,000 世帯が断水）
	1 3 . 4	機構改革の実施
	1 3 . 1 1	検針地区の見直しによる検針月及び料金の支払月の変更
	1 3 . 1 2	呉市水道長期基本構想の策定
	1 4 . 4	機構改革の実施（配水課維持 3 係を 1 係に統合）

年	月	事 項
平成14.	4	市内一部地域での5階直結給水の開始（5階までを直結直圧方式、10階程度までを直結増圧方式）
15.	4	下蒲刈町との合併に伴い、下蒲刈簡易水道事業の事業運営を引継ぐ
15.	9	本庄浄水場休止
16.	4	川尻町との合併に伴い、川尻町水道事業の運営を引継ぐ
16.	4	機構改革の実施（工事検査室、お客様サービス係、川尻町との合併に伴い東部営業所を設置し、管路情報係を情報管理係へ、本庄浄水場を本庄水源地へ名称変更）
16.	9	台風18号により災害発生（中央・阿賀・広・仁方・焼山・下蒲刈地区約4,500世帯が断水）
17.	3	音戸町・倉橋町・安浦町との合併に伴い、各町の水道事業の運営を引継ぐ
17.	3	蒲刈町・豊浜町・豊町との合併に伴い、各町の簡易水道事業の事業運営を引継ぐ
17.	3	機構改革の実施（音戸町・倉橋町との合併に伴い、南部営業所を設置）
17.	3	水質検査計画を策定
17.	4	戸坂取水場施設の維持管理業務を水道法上の技術的な権限及び責任を付与して広島県へ委託（第三者委託）
18.	3	「呉市水道局経営計画」（平成17年度～平成21年度）を策定
18.	8	水道送水施設で崩落事故が発生（音戸・倉橋・吉浦・天応・中央西部・広・仁方・川尻地区約20,100世帯が断水）
20.	3	江田島市と「災害時等における水道水の相互応援に関する協定」を締結
20.	3	水道施設整備事業認可
21.	3	5簡易水道事業の変更認可
21.	4	検針及び収納等業務を一括して民間業者に委託
22.	4	水道の使用及び廃止等の受付、窓口業務、廃止に伴う精算業務を民間業者に委託
22.	10	水道料金等のコンビニエンスストア収納を導入
23.	3～4	東日本大震災（平成23.3.11発生）により被災地（石巻市ほか）へ職員派遣
23.	4	口座・入金整理業務を民間業者に委託
25.	3	平原浄水場閉場
25.	4	宮原浄水場新浄・配水施設 稼働
25.	4	機構改革の実施（水道局と下水道部を上下水道局として統合）
26.	1	呉市上下水道ビジョンを策定
26.	3	呉市上下水道ビジョン前期経営計画を策定
27.	4	機構改革の実施（水道技術部と下水道技術部を建設部と施設管理部に再編）
28.	8	呉市水道アセットマネジメント計画を策定
28.	12	つばき会館へ局庁舎移転（経営総務部及び建設部が移転）
29.	3	5簡易水道事業を廃止し、水道事業に事業統合

年	月	事	項
平成30.	2	宮原浄水場管理棟へ施設管理部が移転	
30.	4	呉市水道100周年	
30.	7	平成30年7月豪雨により災害発生（市内全域で最大78,006世帯が断水）	
31.	4	宮原浄水場及び本庄水源地に指定管理者制度を導入	

(2) 工業用水道事業

年	月	事	項
昭和26.	6月	創設工事着工	
29.	3	創設工事竣工 58,000 m <sup>3</sup> /日	
31.	9	第1期拡張工事着工	
32.	3	給水能力 80,000 m <sup>3</sup> /日に増強	
32.	4	第2期拡張工事着工（二級水源地築造）	
33.	3	第1期拡張工事竣工	
35.	3	第2期拡張工事竣工 110,000 m <sup>3</sup> /日	
35.	3	第3期拡張工事着工	
37.	3	第3期拡張工事竣工 130,000 m <sup>3</sup> /日	
40.	12	太田川東部工業用水道第1期工事完了，呉市に通水開始	
56.	5	東洋パルプ(株)呉工場の基本使用水量を 1,440,000 m <sup>3</sup> /月に削減 (旧 1,800,000 m <sup>3</sup> /月)	
59.	4	(株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量を 279,000 m <sup>3</sup> /月に増量 (旧 260,000 m <sup>3</sup> /月)	
61.	6	協業組合呉金属工業協進会へ給水開始 (150,000 m <sup>3</sup> /月)	
61.	10	東洋パルプ(株)呉工場の基本使用水量を 1,800,000 m <sup>3</sup> /月に増量 (旧 1,440,000 m <sup>3</sup> /月)	
平成	元. 4	東洋パルプ(株)呉工場から王子製紙(株)呉工場に需要者の地位承継	
	元. 4	給水対象の基本使用水量を 150,000 m <sup>3</sup> /月以上から 3,000 m <sup>3</sup> /日以上に変更 王子製紙(株)呉工場の基本使用水量 61,500 m <sup>3</sup> /日 日新製鋼(株)呉工場の基本使用水量 50,000 m <sup>3</sup> /日 (株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量 9,300 m <sup>3</sup> /日 協業組合呉金属工業協進会の基本使用水量 3,500 m <sup>3</sup> /日	
	3. 6	協業組合呉金属工業協進会から二村化学工業(株)広島工場に需要者の地位承継	
	6. 7～10	渇水による給水制限実施	
	14. 4	給水対象の基本使用水量を削減 日新製鋼(株)呉工場の基本使用水量 43,500 m <sup>3</sup> /日	
	14. 10	給水対象の基本使用水量を削減 王子製紙(株)呉工場の基本使用水量 53,500 m <sup>3</sup> /日 (株)淀川製鋼所呉工場の基本使用水量 8,100 m <sup>3</sup> /日 二村化学工業(株)広島工場の基本使用水量 2,600 m <sup>3</sup> /日	

年	月	事	項
平成15.	12	呉市三永水源地と広島県工業用水道水源との水量の振替（35,000 m <sup>3</sup> /日）について県と協定書の締結を行う	
16.	6	三永水源地から広島県田口浄水場へ35,000 m <sup>3</sup> /日を送水し、太田川から呉市宮原浄水場へ同量を受水することで振り替えを実施	
16.	6	中国木材(株)へ給水開始（1,000 m <sup>3</sup> /日）	
17.	3	中国木材(株)の基本使用水量を2,000 m <sup>3</sup> /日に増量	
24.	10	王子製紙(株)呉工場から王子マテリア(株)呉工場に需要者の地位承継	
26.	7	ジャパンマリンユナイテッド（株）へ給水開始（2,000 m <sup>3</sup> /日）	
27.	3	呉市工業用水道事業経営計画を策定	
28.	8	呉市水道アセットマネジメント計画を策定	
29.	6	中国木材(株)の基本使用量を3,000 m <sup>3</sup> /日に増量	
30.	7	平成30年7月豪雨により災害発生（県6号トンネルの閉塞及び二級水源地の機能停止による断水等）	
31.	4	宮原浄水場，二河水源地及び鍋崎配水池に指定管理者制度を導入	

### 3 取水及び貯水施設

(単位：m<sup>3</sup>)

河川	水源施設			
	水源施設名	所在地	貯水池容量	1日取水能力
黒瀬川	三永水源地	東広島市西条町 下三永	2,640,000	
	県営二級貯水池	呉市郷原町		12,000
	二級水源地	呉市広町		50,000
二河川	本庄水源地	呉市押込町	1,959,000	36,000
	二河取水場	呉市二河峡町		12,000
さく井	三坂地水源地	呉市広町		13,000
太田川	戸坂水源地	広島市東区 戸坂千足		23,000
	・広島水道用水供給 水道	広島市安佐北区 高陽町	0	沈でん水 23,500
			0	浄水受水 (本庄系) 16,960
			0	浄水受水 (宮原系) 14,860
	0	浄水受水 (安浦系) 5,100		
・太田川東部 工業用水道	広島市東区 戸坂千足	0	85,000	
計			4,599,000	291,420

(平成 31. 3. 31 現在)

(注) 石内浄水場を廃止したため、県営二級貯水池からの取水はなし。



#### 4 浄水施設等

水 源	浄水施設				配水池数		給水能力		
	浄水場名	所在地	ろ過池		配水池数	配水池 有効容 量	上水	工業用 原水	計
			急速ろ過 池数	1日ろ過 能力					
広島水道用水 供給水道 (浄水受水) 本庄水系	—	—	—	— <sup>m<sup>3</sup></sup>	13	15,280 <sup>m<sup>3</sup></sup>	16,960 <sup>m<sup>3</sup></sup>	— <sup>m<sup>3</sup></sup>	16,960 <sup>m<sup>3</sup></sup>
二 級	—	—	—	—	—	—	—	50,000	50,000
戸 坂	宮原	青山町	6 (1)	82,000	39	76,322	78,800	12,000	90,800
広島水道用水 供給水道 (沈でん水)									
二 河	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広島水道用水 供給水道 (浄水受水) 宮原水系	—	—	—	—	46	8,739	14,860	—	14,860
広島水道用水 供給水道 (浄水受水) 安浦水系	—	—	—	—	10	3,904	5,100	—	5,100
三 坂 地	—	—	—	—	2	3,570	—	13,000	13,000
太田川東部 工業用水道	—	—	—	—	—	—	—	55,000	55,000
計			6 (1)	82,000	110	107,815	115,720	130,000	245,720

(注) ( ) 内は予備池数で内数

(平成 31. 3. 31 現在)

## 5 業 務

### (1) 業務概況

#### ① 水道事業

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
行政区域内人口 (人)	234,613	232,230	229,868	226,725	223,685
給水人口 (人)	232,753	230,488	228,227	225,097	222,099
普及率 (%)	99.2	99.2	99.3	99.3	99.3
給水戸数 (戸)	114,346	114,070	113,824	113,372	112,976
配水管延長 (m)	1,308,318	1,305,439	1,304,071	1,302,469	1,301,822
年間配水量 (m <sup>3</sup> )	25,237,879	25,410,488	24,682,268	24,454,782	24,132,093
一日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	69,145	69,428	67,623	66,999	66,115
一日最大配水量 (m <sup>3</sup> )	76,812 (12月31日)	80,785 (1月25日)	75,887 (12月31日)	74,583 (12月30日)	73,363 (12月31日)
年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	23,000,141	22,751,414	22,638,887	22,480,993	21,651,269
年間無収・無効水量 (m <sup>3</sup> )	2,237,738	2,659,074	2,043,381	1,973,789	2,480,824
有収率 (%)	91.1	89.5	91.7	91.9	89.7

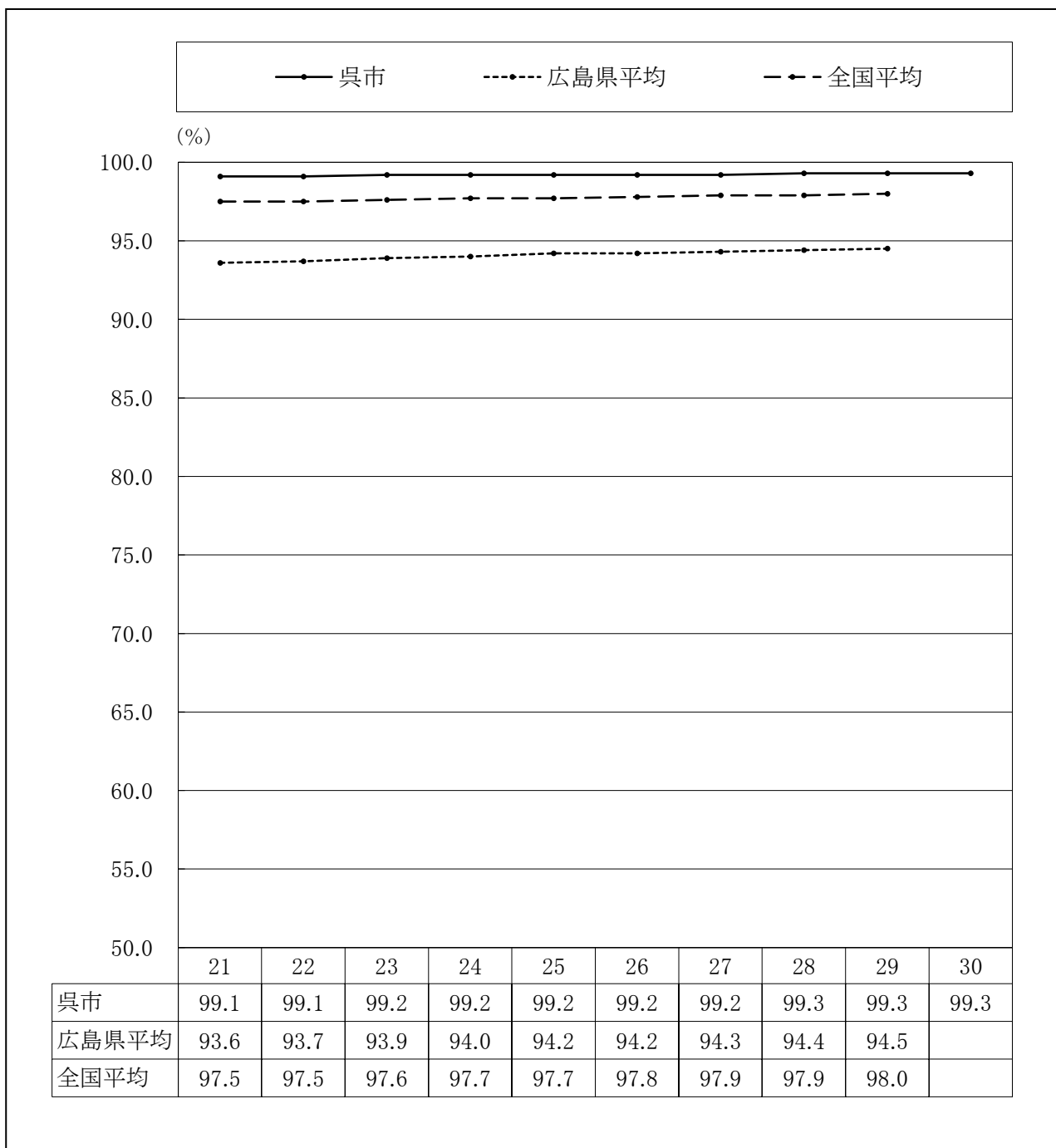
(注) 平成28年度までは、簡易水道事業を含む。

(※平成29年3月31日に簡易水道事業は廃止し、水道事業に統合)

#### ② 工業用水道事業

区 分 \ 年 度	26	27	28	29	30
給水会社数 (件)	6	6	6	6	6
配水管延長 (m)	22,633	22,633	22,633	21,202	21,362
年間配水量 (m <sup>3</sup> )	37,476,682	38,762,390	37,983,280	39,065,280	34,102,903
一日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	102,676	105,908	104,064	107,028	93,433
一日最大配水量 (m <sup>3</sup> )	111,580 (9月28日)	113,640 (9月6日)	109,200 (1月18日)	112,340 (8月24日)	110,990 (6月13日)
年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	36,585,379	37,937,476	37,547,432	38,794,995	33,802,501
年間無収・無効水量 (m <sup>3</sup> )	891,303	824,914	435,848	270,285	300,402
有収率 (%)	97.6	97.9	98.9	99.3	99.1

(2) 水道普及率の推移



## (3) 給水戸数及び給水人口の推移

(単位 戸, 人)

区分		年度				
		26	27	28	29	30
中央 地区	給水戸数	29,778	29,526	29,595	29,127	29,324
	給水人口	51,881	51,361	51,083	50,052	49,922
宮原 地区	給水戸数	4,078	4,041	3,950	3,923	3,865
	給水人口	7,730	7,597	7,412	7,304	7,149
吉浦 地区	給水戸数	4,863	4,812	4,804	4,882	4,825
	給水人口	10,656	10,517	10,352	10,265	10,067
警固屋 地区	給水戸数	2,734	2,657	2,619	2,573	2,513
	給水人口	5,017	4,871	4,789	4,659	4,516
阿賀 地区	給水戸数	7,762	7,899	7,770	7,704	7,629
	給水人口	15,918	16,003	15,766	15,525	15,248
広 地区	給水戸数	22,175	22,450	22,591	22,880	22,916
	給水人口	46,749	46,895	46,942	46,952	46,651
仁方 地区	給水戸数	3,105	3,050	3,027	2,991	2,980
	給水人口	6,717	6,592	6,464	6,335	6,263
天応 地区	給水戸数	2,057	2,040	1,989	1,973	1,890
	給水人口	4,305	4,256	4,169	4,087	3,874
昭和 地区	給水戸数	14,016	13,962	13,924	13,905	13,844
	給水人口	34,133	33,871	33,643	33,286	32,913
郷原 地区	給水戸数	1,779	1,766	1,789	1,797	1,785
	給水人口	4,348	4,338	4,323	4,245	4,183
下蒲刈 地区	給水戸数	902	890	882	873	870
	給水人口	1,582	1,518	1,484	1,439	1,406
川尻 地区	給水戸数	3,791	3,778	3,776	3,750	3,722
	給水人口	8,840	8,620	8,514	8,396	8,231
音戸 地区	給水戸数	5,944	5,939	5,918	5,879	5,828
	給水人口	12,411	12,163	11,967	11,749	11,465
倉橋 地区	給水戸数	3,186	3,155	3,126	3,118	3,081
	給水人口	5,803	5,585	5,370	5,257	5,109
蒲刈 地区	給水戸数	1,231	1,205	1,196	1,180	1,181
	給水人口	1,872	1,811	1,751	1,687	1,644
安浦 地区	給水戸数	4,381	4,371	4,406	4,391	4,334
	給水人口	11,166	11,005	10,856	10,647	10,374
豊浜 地区	給水戸数	1,113	1,098	1,062	1,040	1,022
	給水人口	1,559	1,507	1,455	1,391	1,320
豊 地区	給水戸数	1,451	1,431	1,400	1,386	1,367
	給水人口	2,066	1,978	1,887	1,821	1,764
合 計	給水戸数	114,346	114,070	113,824	113,372	112,976
	給水人口	232,753	230,488	228,227	225,097	222,099

(4) 用途別使用量（平成 30 年度）

一 般 用	21,544,683 <sup>m<sup>3</sup></sup>
夜 間 給 水	0 <sup>m<sup>3</sup></sup>
公 衆 浴 場 用	94,011 <sup>m<sup>3</sup></sup>
臨 時	12,575 <sup>m<sup>3</sup></sup>
計	21,651,269 <sup>m<sup>3</sup></sup>

工 業 用 原 水	33,802,501 <sup>m<sup>3</sup></sup>
-----------	-------------------------------------

6 料金及び収納状況

(1) 水道料金 (平26. 10. 1改定)

用途	基本料金 (1月につき)			従量料金 (1立方メートルにつき)						
	メ ー タ の 口 径	基 本 水 量	料 金	1 10 立 立 方 方 メ メ ー ー ト ト ル ル 以 以 上 上 で で	10 20 立 立 方 方 メ メ ー ー ト ト ル ル を を 超 超 え え で で	20 30 立 立 方 方 メ メ ー ー ト ト ル ル を を 超 超 え え で で	30 50 立 立 方 方 メ メ ー ー ト ト ル ル を を 超 超 え え で で	50 100 立 立 方 方 メ メ ー ー ト ト ル ル を を 超 超 え え で で	100 500 立 立 方 方 メ メ ー ー ト ト ル ル を を 超 超 え え で で	500 超 立 立 方 方 メ メ ー ー ト ト ル ル を を 分 分 を 分
一般用	13 ミリメートル	-	1,123.20円 (83.20円)	21.60円 (1.60円)	237.60円 (17.60円)	270.00円 (20.00円)	280.80円 (20.80円)	297.00円 (22.00円)	302.40円 (22.40円)	307.80円 (22.80円)
	20 ミリメートル	-	1,166.40円 (86.40円)							
	25 ミリメートル	-	1,209.60円 (89.60円)							
	40 ミリメートル	-	4,968.00円 (368.00円)	172.80円 (12.80円)						
	50 ミリメートル	-	16,200.00円 (1,200.00円)							
	75 ミリメートル	-	37,260.00円 (2,760.00円)							
	100 ミリメートル	-	72,360.00円 (5,360.00円)							
	150 ミリメートル	-	192,888.00円 (14,288.00円)							
	200 ミリメートル以上	-	377,352.00円 (27,952.00円)							
公衆浴場用	50立方メートルまで	6,480.00円 (480.00円)	(50立方メートルまでの水量を含む。)					74.52円 (5.52円)		
臨時用	-	6,091.20円 (451.20円)	43.20円 (3.20円)	626.40円 (46.40円)						
夜間給水			8,000立方メートルまでの部分 237.60円 (17.60円) 8,000立方メートルを越える部分 307.80円 (22.80円)							

総額(税込み)表示。( )内は消費税相当額。上記の表により算出した料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(2) 工業用水道料金 (平26. 4. 1改定)

区分	基本料率 (1m <sup>3</sup> につき)	超過料率 (1m <sup>3</sup> につき)
分	14,904円 (1,104円)	26,352円 (1,952円)

総額(税込み)表示。( )内は消費税相当額。

工業用水道料金は、基本料金と超過料金とし、上記の表により算出した料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

## (3) 分担金（平26.4.1改定）

メー タ の 口 径	分 担 金
13ミリメートル	54,000円 (4,000円)
20ミリメートル	129,600円 (9,600円)
25ミリメートル	194,400円 (14,400円)
40ミリメートル	648,000円 (48,000円)
50ミリメートル	1,166,400円 (86,400円)
75ミリメートル	3,240,000円 (240,000円)
100ミリメートル	6,480,000円 (480,000円)
150ミリメートル	17,496,000円 (1,296,000円)
200ミリメートル以上	管理者が別に定める。

総額（税込み）表示。（ ）内は消費税相当額。上記の表により算出した料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

## (4) 水道料金収納状況（平成30年度）

区 分	調 定 額		収 納 額		未 納 額		収 納 率		
	件 数	金 額（円）	件 数	金 額（円）	件 数	金 額（円）	件 数	金 額	
納 付 制	一 般 用	93,118	1,013,380,706	86,852	974,050,684	6,266	39,330,022	% 93.3	% 96.1
	夜 間 給 水	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	公 衆 浴 場 用	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	臨 時 用	106	7,130,352	105	7,007,686	1	122,666	99.1	98.3
	小 計	93,224	1,020,511,058	86,957	981,058,370	6,267	39,452,688	93.3	96.1
口 座 制	一 般 用	585,325	3,942,487,277	535,712	3,766,765,370	49,613	175,721,907	91.5	95.5
	公 衆 浴 場 用	60	7,413,379	53	6,988,941	7	424,438	88.3	94.3
	臨 時 用	14	1,162,204	12	906,817	2	255,387	85.7	78.0
	小 計	585,399	3,951,062,860	535,777	3,774,661,128	49,622	176,401,732	91.5	95.5
合 計	678,623	4,971,573,918	622,734	4,755,719,498	55,889	215,854,420	91.8	95.7	

消費税込みの金額である。

## (5) 工業用水道料金収納状況（平成30年度）

区 分	調 定 額	収 納 額	未 納 額	収 納 率
工業用水	円 562,739,085	円 562,739,085	円 0	% 100.0

## ◎ 下水道

### 1 概要

本市の公共下水道事業は、昭和33年に下水道法の認可を受けて事業に着手して以来、都市形態の変化に伴う処理区域の拡大、汚水量の増加等に対応して事業計画の変更を行いながら、新宮、広及び天応処理区の整備を進めてきた。

また、平成16年4月1日の川尻町、平成17年3月20日の安浦町、音戸町、倉橋町及び蒲刈町との合併により、6処理区を追加している。

現事業計画では、計画処理区域面積を4,533.5ヘクタールとしており、平成30年度末までの整備済面積は、3,913.4ヘクタールで、進捗率は86.3%である。

また、平成30年度末の行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合、いわゆる下水道普及率は88.0%である。

平成25年4月、市民サービスの向上、組織・経営の効率化、危機管理体制の強化を基本理念として上下水道の組織統合を実施した。この組織統合を契機として、平成25年11月に「呉市上下水道ビジョン(計画期間:10年間)」を策定し、安全で安心な上下水道サービスの安定的な提供を目指している。

### 2 沿革

年	月	事	項
昭和33年	2月	呉市下水道築造計画を策定	
33.	3	下水道法に基づき事業認可を受け、下水道整備事業に着手	
34.	11	新宮浄化センター事業着手	
37.	9	旧呉市において下水道使用料徴収開始	
38.	7	二河川ポンプ場建設に着手	
41.	4	二河川ポンプ場供用開始	
43.	10	旧呉市において下水道受益者負担金徴収開始	
44.	3	呉市水洗便所改造資金貸付制度発足	
	4	新宮浄化センター1次処理施設供用開始 新宮浄化センター2次処理施設事業着手	
45.	10	新宮浄化センター2次処理施設供用開始	
47.	4	広浄化センター事業着手 広ポンプ場事業着手 堺川ポンプ場事業着手	
48.	4	広ポンプ場供用開始 堺川ポンプ場供用開始	
49.	4	広浄化センター1次処理施設供用開始	
	7	安浦ポンプ場事業着手	
50.	4	呉市公共下水道事業特別会計となる	



年	月	事	項
昭和	50年	9月	広浄化センター2次処理施設事業着手
	51.	11	広浄化センター2次処理施設供用開始
	56.	2	芳井田ポンプ場、名田ポンプ場及び豊栄ポンプ場を公共下水道へ編入
		6	阿賀ポンプ場事業着手
		9	弥生ポンプ場事業着手
	56.	10	宮原ポンプ場事業着手
		12	新宮浄化センター第2処理施設事業着手
	57.	4	宮原ポンプ場供用開始
	58.	4	阿賀ポンプ場供用開始
	59.	12	旧川尻町において、都市計画法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
	60.	9	新宮浄化センター第2処理施設供用開始
	62.	8	仁方ポンプ場事業着手
	63.	3	小倉ポンプ場を公共下水道へ編入
		4	下水道事業企業会計に移行
		9	弥生ポンプ場供用開始
平成	元.	5	吉浦ポンプ場事業着手
		7	横路ポンプ場事業着手
		11	天応浄化センター事業着手
	2.	2	旧安浦町において、都市下水路事業から公共下水道事業へ移行
		10	旧安浦町において、都市計画法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
	3.	3	川尻浄化センター供用開始
		5	横路ポンプ場供用開始
			仁方ポンプ場供用開始
		8	郷原ポンプ場事業着手
	4.	3	呉市公共下水道（熊野町の一部）の廃止
		4	吉浦ポンプ場供用開始
	5.	3	熊野町公共下水道の流域下水道の接続替
		4	安浦浄化センター事業着手
			郷原ポンプ場供用開始
		11	警固屋ポンプ場事業着手
	6.	4	天応浄化センター供用開始
	7.	12	旧蒲刈町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
	8.	12	旧倉橋町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手
	9.	3	警固屋ポンプ場供用開始
		4	安浦浄化センター供用開始
	10.	8	赤石浄化センター事業着手
	12.	6	小坪ポンプ場事業着手
	13.	4	赤石浄化センター供用開始
	14.	4	小坪ポンプ場供用開始

年	月	事	項
15.	4	呉市と下蒲刈町が合併	
	11	旧音戸町において、下水道法に基づき事業認可を受け下水道事業に着手	
16.	4	呉市と川尻町が合併	
17.	3	呉市と音戸町，倉橋町，安浦町，蒲刈町，豊浜町及び豊町が合併	
	12	新町ポンプ場事業着手	
20.	12	音戸北部浄化センター事業着手	
21.	4	新町ポンプ場供用開始	
22.	8	名田ポンプ場事業着手	
		倉橋中央浄化センター事業着手	
24.	4	音戸北部浄化センター供用開始	
25.	4	機構改革の実施（水道局と下水道部を上下水道局として統合）	
	11	呉市上下水道ビジョンを策定	
26.	2	呉市上下水道ビジョン前期経営計画を策定	
	5	倉橋中央浄化センター供用開始	
27.	5	名田ポンプ場供用開始	
28.	12	つばき会館へ局庁舎移転（経営総務部及び建設部が移転）	

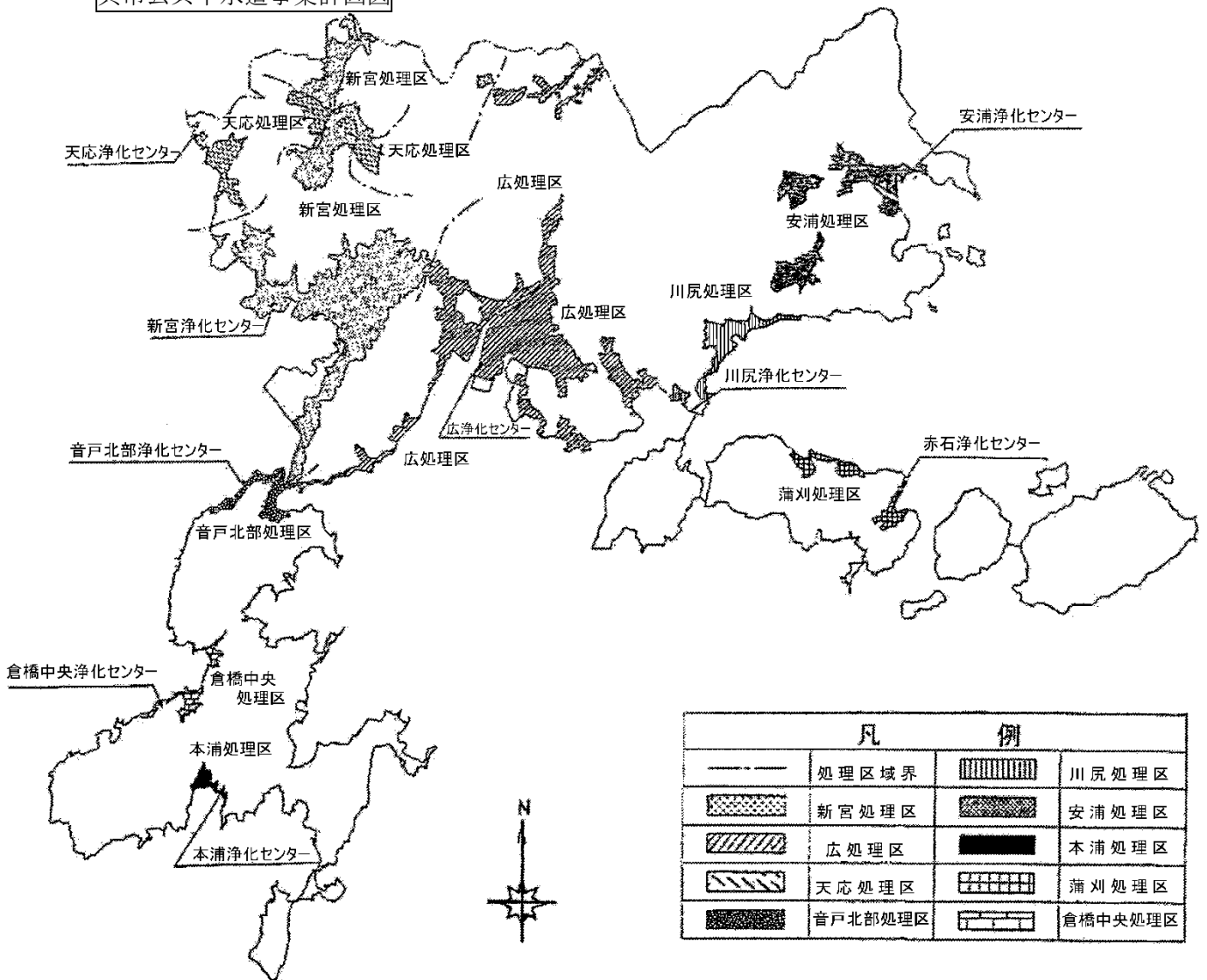
### 3 下水道事業の概要

(平成31年3月31日現在)

区 分		処理区	全体計画	事業計画	30年度末現在
旧 呉 市	処 理 面 積  (ha)	新 宮	1,690.8	1,675.0	1,506.1
		広	1,575.1	1,510.4	1,346.2
		天 応	397.1	381.9	289.0
合 併 町		川 尻	262.2	262.2	228.2
		安 浦	412.2	412.2	348.6
		音戸北部	265.1	110.3	39.0
		本 浦	35.5	35.5	35.5
		倉橋中央	140.1	59.5	34.4
		蒲 刈	86.5	86.5	86.4
総 数			4,864.6	4,533.5	3,913.4
旧 呉 市	処 理 人 口  (人)	新 宮	87,800	87,630	91,521
		広	62,600	62,560	71,080
		天 応	14,000	13,860	13,687
合 併 町		川 尻	7,730	7,730	7,771
		安 浦	8,860	8,860	9,316
		音戸北部	7,800	2,760	897
		本 浦	740	740	908
		倉橋中央	3,100	850	649
		蒲 刈	830	830	948
総 数			193,460	185,820	196,777
処 理 能 力  (1日最大処理水量)	新 宮	52,200	52,200	52,200	
	広	41,900	41,900	41,900	
	天 応	9,600	9,600	7,900	
	川 尻	2,710	2,710	3,300	
	安 浦	2,980	2,980	3,630	
	音戸北部	3,550	1,400	1,400	
	本 浦	650	650	650	
	倉橋中央	1,260	600	600	
	蒲 刈	500	500	500	
総 数			115,350	112,540	112,080

#### 4 区域図（事業計画）

呉市公共下水道事業計画図



#### 5 処理場概要（平成31年3月31日現在）

##### (1) 新宮浄化センター

- ◎所在地 呉市光町3-4
- ◎全体計画処理人口 8万7,800人
- ◎全体計画処理水量 5万2,200m<sup>3</sup>/日（現有施設：5万2,200m<sup>3</sup>/日）
- ◎処理方式 標準活性汚泥法

##### (2) 広浄化センター

- ◎所在地 呉市広多賀谷3丁目10-1
- ◎全体計画処理人口 6万2,600人
- ◎全体計画処理水量 4万1,900m<sup>3</sup>/日（現有施設：4万1,900m<sup>3</sup>/日）
- ◎処理方式 標準活性汚泥法

(3) 天応浄化センター

- ◎所在地 呉市天応大浜3丁目5-4
- ◎全体計画処理人口 1万4,000人
- ◎全体計画処理水量 9,600m<sup>3</sup>/日（現有施設：7,900m<sup>3</sup>/日）
- ◎処理方式 標準活性汚泥法

(4) 川尻浄化センター

- ◎所在地 呉市川尻町小仁方1丁目5-1
- ◎全体計画処理人口 7,730人
- ◎全体計画処理水量 2,710m<sup>3</sup>/日（現有施設：3,300m<sup>3</sup>/日）
- ◎処理方式 標準活性汚泥法

(5) 安浦浄化センター

- ◎所在地 呉市安浦町中央8丁目1-37
- ◎全体計画処理人口 8,860人
- ◎全体計画処理水量 2,980m<sup>3</sup>/日（現有施設：3,630m<sup>3</sup>/日）
- ◎処理方式 オキシデーショondiッチ法

(6) 赤石浄化センター

- ◎所在地 呉市蒲刈町大浦字赤石44
- ◎全体計画処理人口 830人
- ◎全体計画処理水量 500m<sup>3</sup>/日（現有施設：500m<sup>3</sup>/日）
- ◎処理方式 オキシデーショondiッチ法

(7) 本浦浄化センター

- ◎所在地 呉市倉橋町字前宮ノ浦451-2
- ◎全体計画処理人口 740人
- ◎全体計画処理水量 650m<sup>3</sup>/日（現有施設：650m<sup>3</sup>/日）
- ◎処理方式 オキシデーショondiッチ法

(8) 音戸北部浄化センター

- ◎所在地 呉市音戸町渡子1丁目10番106
- ◎全体計画処理人口 7,800人
- ◎全体計画処理水量 3,550m<sup>3</sup>/日（現有施設：1,400m<sup>3</sup>/日）
- ◎処理方式 オキシデーショondiッチ法

(9) 倉橋中央浄化センター

- ◎所在地 呉市倉橋町字小宇和木5906番3
- ◎全体計画処理人口 3,100人
- ◎全体計画処理水量 1,260m<sup>3</sup>/日（現有施設：600m<sup>3</sup>/日）
- ◎処理方式 オキシデーショondiッチ法

## 6 事業費

### (1) 事業費総括表（平成30年度までの累計）

（単位：千円）

費 目	管 渠	ポ ン プ 場	終末処理場	計
事 業 費	91,805,009	18,540,494	38,177,129	148,522,632
工 事 費	89,755,036	17,607,526	35,217,205	142,579,767
用地及び補償費	2,049,973	932,968	2,959,924	5,942,865
事 務 費	6,385,504	1,374,986	2,137,032	9,897,522
計	98,190,513	19,915,480	40,314,161	158,420,154

### (2) 平成30年度事業費

（単位：千円）

費 目	管 渠	ポ ン プ 場	終末処理場	計
事 業 費	1,357,331	307,512	317,503	1,982,346
工 事 費	1,353,111	287,595	317,503	1,958,209
用地及び補償費	4,220	19,917	0	24,137
事 務 費	183,157	41,189	46,055	270,401
計	1,540,488	348,701	363,558	2,252,747

## 7 普及状況（平成31年3月31日現在）

行政区域内人口 22万3,685人……………① 外国人含む。

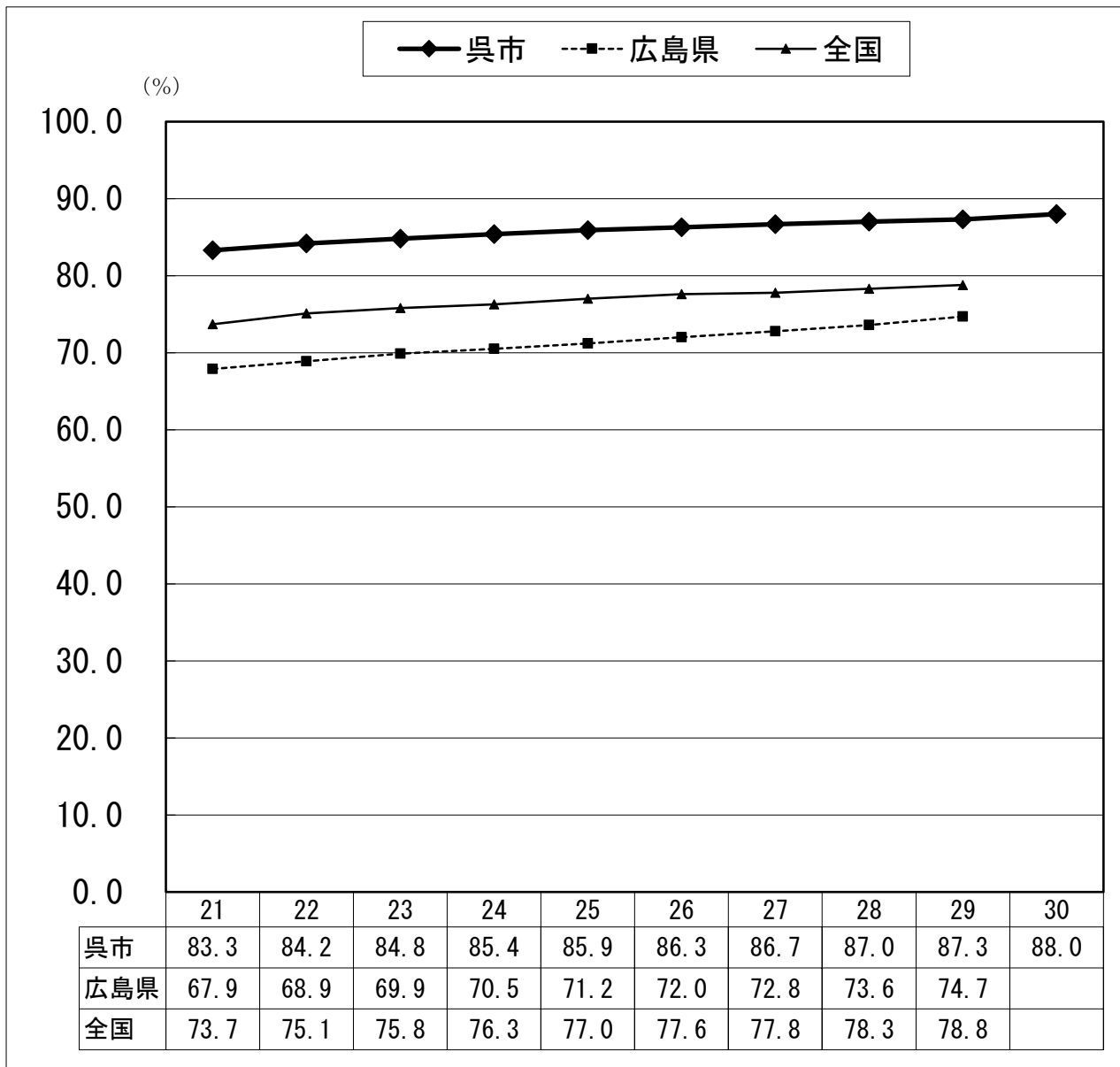
処 理 人 口 19万6,777人……………②

普 及 率 88.0%……………③ ②/①×100

### 8 下水道普及率の推移

平成30年度に、苗代地区、川尻地区、安浦地区等の整備を行ったことにより、平成30年度末の下水道普及率は、呉市全体で88.0%となった。

これは、全国平均の78.8%（平成29年度末、国土交通省調）、広島県平均の74.7%（平成29年度末、広島県調）を上回っている。



- ・平成15年4月1日 下蒲刈町と合併
- ・平成16年4月1日 川尻町と合併
- ・平成17年3月20日 近隣6町と合併

9 下水道使用料及び収納状況

(1) 下水道使用料（1か月につき）（平成26年10月1日改定）

用途	区分	排除汚水量		
一般用	基本使用料	1世帯又は1事業所1か月につき0㎡まで		1,155.60円
	超過使用料 (1㎡につき)	1㎡以上	10㎡まで	16.20円
		10㎡を超え	20㎡まで	216.00円
		20㎡を超え	30㎡まで	237.60円
		30㎡を超え	50㎡まで	280.80円
		50㎡を超え	100㎡まで	313.20円
		100㎡を超え	500㎡まで	334.80円
		500㎡を超えるもの		356.40円
公衆浴場	1㎡につき		101.52円	

(注) 上記の表の下水道使用料は、消費税を含んだ金額である。

(2) 下水道使用料収納状況（平成30年度）

区分	調定金額(円)	収納済額(円)	収納率(%)
現年度分	3,949,403,449	3,722,253,728	94.25
過年度分	245,814,235	229,734,451	93.46
計	4,195,217,684	3,951,988,179	94.20

消費税込みの金額である。

※ ただし、3月21日から3月31日までの収納分は含まれていない。



## 10 受益者負担金・分担金制度

- 単位負担金額 1 m<sup>2</sup>につき 110円
- 納付方法 年1回払い（最高3年までの分割が可能）
- 受益者負担金収納状況（平成30年度）

区 分	調 定 金 額 (円)	収 納 済 額 (円)	収納率 (%)
現 年 度 分	9,869,019	9,869,019	100.00
過 年 度 分	355,985	119,860	33.67
計	10,225,004	9,988,879	97.69

※ 旧町賦課分を含む。 消費税込みの金額である。

(川尻町410円/m<sup>2</sup>, 安浦町400円/m<sup>2</sup>)

- 受益者分担金収納状況（平成30年度）

区 分	調 定 金 額 (円)	収 納 済 額 (円)	収納率 (%)
現 年 度 分	3,403,655	3,403,655	100.00
過 年 度 分	432,828	41,162	9.51
計	3,836,483	3,444,817	89.79

※ 旧町賦課分を含む。 消費税込みの金額である。

(安浦町400円/m<sup>2</sup>, 倉橋町6万円/個)

## 11 水洗便所等改造資金利子補給制度（平成24年度新設）

事業用でない居住用の既存建物（アパート、事務所、新築家屋などは対象外）において、下水道へ接続するため、くみ取り便所を水洗便所へ改造する場合等に、金融機関が無利子で融資を実施し、その利子相当額を補給することにより、水洗便所の普及促進を図る制度です。

### (1) 融資限度額

- ① 水洗便所への改造工事・・・最高60万円  
(ただし、水洗便所が2個以上ある場合は、最高90万円)
- ② 浄化槽を廃止する工事・・・最高35万円
- ③ 排水ポンプの設置工事・・・最高30万円

※資限度額は、呉市上下水道局が定めた基準単価の範囲内で決定

### (2) 返済方法

- ① 融資を受けた取扱金融機関に返済
- ② 融資を受けた翌月から5年以内の、毎月の元金均等償還
- ③ 返済期日までは無利子

(3) 取扱金融機関

広島銀行・もみじ銀行・呉信用金庫・呉農業協同組合・芸南農業協同組合・広島ゆたか農業協同組合の呉市内店舗（呉信用金庫以外は出張所は除く）

(4) 利用状況(平成30年度)

区 分	くみ取り便所 改 造	し尿浄化槽 廃 止	排水ポンプ設備 設 置	合 計
件 数	2	0	0	2

※平成30年度末までに申請に基づき金融機関からの融資を受けた件数

## ◎ 集落排水

### 1 概 要

汚水処理施設の整備が都市部に比べ著しく立ち遅れている農漁村部では、集落から発生する生活雑排水が公共用水域の水質悪化を招くとともに、農業・漁業の生産基盤や農漁村の生活環境にも多大な影響を及ぼしており、農業・漁業集落排水事業による集落排水処理施設の整備を進めている。

本市では現在、下蒲刈町・倉橋町・蒲刈町・安浦町・豊浜町・豊町において、農業集落排水事業による8地区及び漁業集落排水事業による3地区の集落排水処理施設が、整備・供用開始されている。

### 2 集落排水事業の現況（平成31年3月31日現在）

#### ◎ 農業集落排水事業

区 分	下蒲刈町 下島地区	下蒲刈町 三之瀬地区	安浦町 野路西地区	豊浜町 立花地区	豊浜町 大浜地区
供用開始日	H11. 11. 1	H14. 4. 1	H14. 2. 1	H9. 1. 1	H13. 7. 1
計画戸数	433	367	90	53	147
処理区域面積(ha)	14. 7	6. 3	3. 5	2. 6	4. 9
処理区域内人口	607	381	132	45	173
地区戸数 A	333	226	73	35	115
接続戸数 B	279	202	66	35	91
接続率(%) B/A	83. 8	89. 4	90. 4	100. 0	79. 1
区 分	豊町 沖友地区	豊町 久比地区	蒲刈町 向地区		
供用開始日	H15. 10. 1	H21. 7. 1	H22. 4. 1		
計画戸数	143	377	442		
処理区域面積(ha)	5. 1	17. 0	15. 9		
処理区域内人口	172	444	670		
地区戸数 A	95	258	367		
接続戸数 B	88	166	255		
接続率(%) B/A	92. 6	64. 3	69. 5		

※ 地区戸数・接続戸数は、公共施設を含む。

◎ 漁業集落排水事業

区 分	下蒲刈町 大地蔵地区	倉橋町 鹿老渡地区	豊浜町 豊島地区
供用開始日	H14. 4. 1	H12. 4. 1	H25. 5. 1
計画戸数	229	130	1, 790
処理区域面積(ha)	16. 0	5. 5	36. 6
処理区域内人口	418	123	1, 090
地区戸数 A	219	72	734
接続戸数 B	132	71	406
接続率(%) B/A	60. 3	98. 6	55. 3

※ 地区戸数・接続戸数は、公共施設を含む。

3 集落排水使用料収納状況（平成30年度）

農業集落排水

区 分	調 定 金 額 (円)	収 納 済 額 (円)	収 納 率 (%)
現 年 度 分	3 5, 3 2 7, 1 0 5	3 5, 2 1 3, 0 4 2	9 9. 6
過 年 度 分	1 5 7, 0 0 8	1 2 2, 5 2 3	7 8. 0
計	3 5, 4 8 4, 1 1 3	3 5, 3 3 5, 5 6 5	9 9. 6

消費税込みの金額である。

漁業集落排水

区 分	調 定 金 額 (円)	収 納 済 額 (円)	収 納 率 (%)
現 年 度 分	1 4, 6 6 7, 9 9 9	1 4, 6 2 4, 5 1 9	9 9. 7
過 年 度 分	5 2, 6 2 2	4 7, 6 3 9	9 0. 5
計	1 4, 7 2 0, 6 2 1	1 4, 6 7 2, 1 5 8	9 9. 7

消費税込みの金額である。

